

第3号様式（第4条第1項）

「横浜みどりアップ計画」

建築物緑化保全契約書

横浜市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは建築物緑化保全について次のとおり契約する。

（目的物件）

第1条 乙は、区に存する建築物の敷地外（以下末尾記載）の緑化部分を保全するものとする。

（契約の期間等）

第2条 契約期間は、契約締結日から10年間とする。

2 緑化保全の契約建築物が共有名義又は法人名義等の場合については、乙をその代表者とすることができるものとする。この場合、乙は横浜市建築物緑化保全手続要綱に基づく本契約に関する内容について、建築物所有者及び土地所有者へ通知し、周知を図るものとする。

（保全及び管理義務）

第3条 乙は、第1条の土地の緑化部分を特に良好に保つよう管理しなければならない。

（減額措置等）

第4条 甲は、この契約に基づき、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税の減額措置の手続を行うものとする。

（事前協議）

第5条 乙は、第1条の土地において次に掲げる行為を行おうとするとき、又は次に掲げる事由が生じたときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

- （1）土地の保全管理に必要な防災上の措置を行うとき
- （2）本契約の継承を伴う所有権移転を行うとき
- （3）不測の事態が生じ、本契約の継続が困難となったとき
- （4）災害等により本契約内容が維持できなくなったとき
- （5）特に市長が認めたとき

（契約の解除及び変更）

第6条 甲は、次の各号に該当する場合は、本契約を解除し、又はその内容を変更するものとする。

- （1）前条の協議によりやむを得ないと認めたとき
- （2）第3条及び前条の規定に違反したとき

（違約金）

第7条 契約者は、第6条第2号の規定に基づき途中解除された場合は、本契約締結日まで遡り、減額となった当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税相当額の合計額を違約金として市へ支払わなければならない。

2 前項に係る遡る限度は解除年度を含む7年度分とする。

（課税情報の閲覧等）

第8条 乙は、市長が行う当該建築物及びその土地に係る課税情報の閲覧等を認めるものとする。

2 乙が当該建築物及び土地所有者と異なる場合、乙は、当該所有者に甲が行う課税情報の閲覧等の同意を得なければならない。

（立入調査）

第9条 乙は、甲が行う緑化部分の確認のための立入調査を認めるものとする。

2 乙が当該建築物及び土地所有者と異なる場合、乙は、当該所有者に市長が行う立入調査の同意を得なければならない。

3 甲は、前項の立入調査をする職員に対し、その身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させなければならない。

（その他必要事項）

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義を生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するためこの契約書を2通作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長

印

乙

印

緑化保全契約対象地

所在・地番	現況地目	地積 (㎡)
計		㎡

緑化保全契約対象土地緑化面積 ㎡
 緑化保全契約対象土地緑化率 %